

著作権侵害行為の帮助

京都大学大学院法学研究科 准教授 愛知 靖之

1. はじめに

著作権侵害行為に複数人が関与するケースにおいて、著作物の利用行為を直接行った者以外の者に対する差止めが認められるのかが大きな問題となっている。この問題を処理するに当たっては、著作権法上の差止め対象が、原則、支分権の対象となる利用行為であることから、物理的な利用行為を直接行った者以外の者を著作物利用行為の主体と評価することにより、差止めを肯定するという手法がとられることがある。その代表的な理論構成が、いわゆる「カラオケ法理」であり、最判昭和 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁〔クラブ・キャツツアイ〕に端を発した考え方である。この法理をはじめ、物理的な行為主体でない者を法的に利用行為の主体と評価するという手法の詳細は、本章（1）を参照していただきたい。

そして、冒頭に示した問題を解決するに当たって、裁判例が採用するもう一つの方法が、端的に、著作権侵害行為を帮助する行為（侵害行為を行うことを容易にさせる行為、侵害行為に加担する行為）に対する差止めを認めるというものである。本節で扱うのは、この帮助行為に対する差止めを認める事の是非である¹。

2. 要件論

帮助行為に対する著作権法上の差止めの可否というテーマに入る前に、まず、帮助行為の違法評価にはいかなる要件が必要なのかを考察する。この議論を行うことにより、帮助に対する差止めを認める必要性がより明確になるからである。

2. 1 共同認識

まず、帮助の成立には、他人（直接行為者）と共同して行為を行っていることについての認識（意思的関与）が必要となる。しかしながら、直接行為者側は必ずしも自身が帮助を受けていることを認識している必要はないと考えられる（いわゆる片面的幫助）²。注意をするのは、この意思的関与は、民法上の共同不法行為の要件たる「関連共同性」の問題であり、「過失」の問題ではないという点である。過失は侵害の惹起に向けられたもの（注意義務違反）であり、共同で行為していることに向けられたものではない。

2. 2 間接帮助

次に、帮助行為をさらに帮助する行為（間接帮助）も含まれるのかが問題となりうる。刑法においては、現在では間接帮助も可罰的とする考え方方が有力である³。ただし、特許法上の間接侵害に関しては、知財高判平成 17・9・30 判時 1904 号 47 頁〔一太郎〕が、特許法 102 条 4 号（現 5 号）はその物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物に関する生産、譲渡等のみに及ぶのであって、かのような物の生産に用いられる物に関する製造、譲渡等にまでは及ばないと判示した。いわば、「間接の間接」への 4

号（現 5 号）の適用を否定したわけである。しかしながら、間接帮助であっても、間接的にではあっても直接行為⁴を帮助したことに違いはなく、ことさらに、これを適法とする必要性は見いだしがたい⁵。

2. 3 直接侵害行為の存在

違法と評価される帮助行為の要件に関して最も重要なのは、そもそも支分権の対象とならない行為⁶、あるいは、支分権の対象にはなるが権利制限規定により適法とされる行為⁷への帮助も違法となるのかである。換言すれば、帮助行為が違法とされるためには直接侵害行為の存在が必要かということである。この点に関連して、東京地判平成 12・5・16 判時 1751 号 128 頁〔スター・デジオ I〕は、「送信された本件各音源についての音楽データを受信した個々の受信者がこれを受信チューナーに接続したオーディオ機器によって MD に録音する行為は、一般的に、著作権法 102 条 1 項によって準用される同法 30 条 1 項で許容される『私的使用のための複製』に当たるから、原告らの本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものとはいえない」。さらに、「原告らの主張は、個々の受信者による本件各音源の MD への録音が本件各レコードの違法な複製であることを前提とした上で、被告らによる本件番組における本件各音源の公衆送信が、右のような個々の受信者による違法な複製を教唆又は帮助する行為として違法であるという構成によるものであるところ、・・・個々の受信者による本件各音源の MD への録音は、本件各レコードの違法な複製とはいえないものであるから、原告らの主張は、その前提を欠くものというべきである」と論じている。これは、あくまで、帮助行為の成立について、違法な直接侵害行為の存在を要求する立場に立つ原告の主張に即した判断を行ったに過ぎず、判旨が積極的にかような立場をとったとは言えない。

それでは、この問題についてどのように考えるべきか。帮助行為は、あくまで、直接侵害行為者に働きかけて違法行為を実行せしめ、その結果、権利侵害を惹起した点に違法性が認められるものである以上、やはり、原則的には、直接侵害行為の存在を前提としなければならないと考えられる。帮助行為自体は独立した違法行為ではなく、他の違法行為に従属するものなのである⁸。

したがって、支分権の対象とならない行為が直接行為である場合、あるいは、直接行為は支分権の対象となる行為であるが、権利制限規定により適法とされている場合には、帮助の違法性は認められない。しかしながら、とりわけ、後者の場合には、個別の事案において、その規定の趣旨を勘案した結果、侵害に加担した行為自体を違法とすべき場合もありうるのではないか。たとえば、私的複製（著作権法 30 条）に用いるための装置の提供などは、多数の私的複製行為を誘引するものであり、権利者に大きな影響を与えるため、かような行為は違法評価を受けると考えるべきではないか。特許法における近年の議論においても、直接侵害が存在する場合はもちろん、直接侵害の存在が否定されても、特許権の効力制限規定の趣旨を勘案した結果、加担行為を違法とすべき場合⁹には、間接侵害の成立を認めるのが多数の見解である¹⁰。以上のように考えることができるとすると、結局、違法な帮助行為と評価されるのは、①違法な直接侵害行為が存在する本来的なケースと②支分権に該当する行為は存在するが、権利制限規定により適法とされている場合のうち、権利制限規定の趣旨を勘案した結果、帮助行為を違法評価すべきケースの 2 つが存在するこ

となる。したがって、このようなケースでは、少なくとも、帮助者に対し（民法上の）損害賠償責任を負わせることは可能である。

しかしながら、一般法たる民法上は帮助行為への差止めが認められていないため¹¹、以上のような帮助行為に対して差止めを認めるには、特別法たる知的財産法独自の方策を必要とする。その方策の一つは、法律に特別の規定を設けることであり、特許法における間接侵害規定がこれに当たる。前述のように、間接侵害規定は、①のケースのみならず②のケースにも適用されるとするのが通説的見解である。これに対して、かような規定を持たない著作権法では、解釈論によってこれを解決しなければならない。そして、そのための一つの理論構成が、帮助者を「侵害主体」¹²と評価することである。まず、②のケースにおいて、キャツツアイ最高裁判決が、「カラオケ法理」により加担者を「侵害主体」として差止めを肯定し、その後、同最高裁判決が直接の対象とはしていなかった①のケースにも、「カラオケ法理」が拡張的に適用されることにより加担者を「（共同）侵害主体」として差止めを認める事例が増加したのである。

3. 効果論—帮助者に対する差止請求の可否—

3. 1 はじめに

以上のように、民法上の差止めを肯定することができない①②の帮助行為に対し、これを認めるための方策の一つとして、帮助者に「侵害主体性」を付与するという理論構成がとられてきた。

しかし、裁判例には、直接行為者を捕捉することが困難であること等を理由に、「侵害主体性」を認めることができない帮助者であるにもかかわらず、著作権法上の差止めを肯定するという方策をとるものがある。著作権法 112 条 1 項の帮助者への（類推）適用を認めるわけである。

3. 2 裁判例

たとえば、大阪地判平成 15・2・13 判時 1842 号 120 頁〔ヒットワン〕では、「著作権法 112 条 1 項にいう『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』は、一般には、侵害行為の主体たる者を指すと解される。しかし、侵害行為の主体たる者でなく、侵害の帮助行為を現に行う者であっても、〔1〕帮助者による帮助行為の内容・性質、〔2〕現に行われている著作権侵害行為に対する帮助者の管理・支配の程度、〔3〕帮助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、帮助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該帮助者が帮助行為を中止する条理上の義務があり、かつ当該帮助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該帮助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である。」

けだし、同法 112 条 1 項に規定する差止請求の制度は、著作権等が著作物を独占的に支配できる権利（著作者人格権については人格権的に支配できる権利）であることから、この独占的支配を確保する手段として、著作権等の円満な享受が妨げられている場合、その妨害を排除して著作物の独占的支配を維持、回復することを保障した制度であるというこ

とができるところ、物権的請求権（妨害排除請求権及び妨害予防請求権）の行使として当該具体的行為の差止めを求める相手方は、必ずしも当該侵害行為を主体的に行う者に限られるものではなく、帮助行為をする者も含まれるものと解し得ることからすると、同法112条1項に規定する差止請求についても、少なくとも侵害行為の主体に準じる立場にあると評価されるような帮助者を相手として差止めを求めることが許容されるというべきであり、また、同法112条1項の規定からも、上記のように解することに文理上特段の支障はなく、現に侵害行為が継続しているにもかかわらず、このような帮助者に対し、事後的に不法行為による損害賠償責任を認めるだけでは、権利者の保護に欠けるものというべきであり、また、そのように解しても著作物の利用に関わる第三者一般に不測の損害を与えるおそれもないからである」（下線筆者）と判示されている。

また、大阪地判平成17・10・24判時1911号65頁〔選撮見録〕は、「本件においては、〔1〕被告商品の販売は、これが行われることによって、その後、ほぼ必然的に原告らの著作隣接権の侵害が生じ、これを回避することが、裁判等によりその侵害行為を直接差し止めることを除けば、社会通念上不可能であり、〔2〕裁判等によりその侵害行為を直接差し止めようとしても、侵害が行われようとしている場所や相手方を知ることが非常に困難なため、完全な侵害の排除及び予防は事実上難しく、〔3〕他方、被告において被告商品の販売を止めることは、実現が容易であり、〔4〕差止めによる不利益は、被告が被告商品の販売利益を失うことに止まるが、被告商品の使用は原告らの放送事業者の複製権及び送信可能化権の侵害を伴うものであるから、その販売は保護すべき利益に乏しい。

このような場合には、侵害行為の差止め請求との関係では、被告商品の販売行為を直接の侵害行為と同視し、その行為者を『著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれのある者』と同視することができるから、著作権法112条1項を類推して、その者に対し、その行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」。

「すなわち、著作隣接権は、創作活動に準じる活動をする者や、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者に、法律が規定する範囲で独占的・排他的な支配権を与えるものであり、その享受のために、権利者に、妨害の排除や予防を直接請求する権利を与えたものである。ここで、その行為が行われることによって、その後、ほぼ必然的に権利侵害の結果が生じ、その回避が非常に困難である行為は、権利を直接侵害する行為ではないもの、結果としてほぼ確実に権利侵害の結果を惹起するものであるから、その結果発生まで一定の時間や他者の関与が必要になる場合があるとしても、権利侵害の発生という結果から見れば、直接の権利侵害行為と同視することができるものである。

ところで、物権的請求権においては、その行使の具体的方法が物権侵害の種類・態様に応じて多様であって、例えば、妨害排除請求権及び妨害予防請求権の行使として具体的行為の差止めを求める相手方は、必ずしも妨害行為を主体的に行った者に限定されるものではない。このこととの対比において、上記著作隣接権の性質を考慮すれば、上記のような行為については、その侵害態様に鑑み、差止めの請求を認めることが合理的である」（下線筆者）と論じている。

他方で、帮助行為に対する差止めを否定する裁判例も存在する。東京地判平成16・3・11判時1893号131頁〔2ちゃんねる一審〕がそれであり、以下のように述べている。「著作権法112条1項は、著作権者は、その著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者

に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定する。同条は、著作権の行使を完全ならしめるために、権利の円満な支配状態が現に侵害され、あるいは侵害されようとする場合において、侵害者に対し侵害の停止又は予防に必要な一定の行為を請求し得ることを定めたものであって、いわゆる物権的な権利である著作権について、物権的請求権に相当する権利を定めたものであるが、同条に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である。けだし、民法上、所有権に基づく妨害排除請求権は、現に権利侵害を生じさせている事實をその支配内に収めている者を相手方として行使し得るものと解されているものであり、このことからすれば、著作権に基づく差止請求権についても、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るものと解すべきだからである。・・・著作権について、・・・規定をするまでもなく、権利侵害を教唆、幫助し、あるいはその手段を提供する行為に対して、一般的に差止請求権を行使し得るものと解することは、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾するだけでなく、差止請求の相手方が無制限に広がっていくおそれもあり、ひいては、自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないものであって、到底、採用できないものである」。

「現に著作権等の侵害が行われている場合、あるいは行われるおそれの高い場合に、権利を侵害された者において侵害行為を行った主体に対する差止請求を行うことが容易ではない一方で、帮助者の行為が著作権等の侵害行為に密接な関わりを有し、かつ帮助者が被害の拡大を容易に防止することができる立場にあるような場合には、当該帮助行為を行う者は著作権等の侵害主体に準ずる者として、著作権法 112 条 1 項に基づく差止請求の相手方になり得る」とする主張を採用することはできない。(下線筆者)

3. 3 学説

(1) 肯定説

学説においても、差止めを肯定する見解とこれを否定する見解が先鋭な対立を見せていく。まず、差止めを認める論者は、著作権法 112 条の文言上、帮助行為を行う者を含むと解釈することに障害はないという点、著作権侵害を排除・予防する実効的手段という観点から帮助行為に対する差止めを認めるべきであるとする価値判断に大きな異論はないという点、共同直接侵害者と同様、帮助者についても、その加担の具体的な態様に応じた差止めを認めるに障害はないという点、著作権侵害に用いられる道具については、著作権法 112 条 2 項の廃棄請求を行うことができるが、帮助行為の主体に対して差止請求をする方が簡明な場合もある（迅速に差止の実効性をあげられるなど）という点を挙げる¹³。

また、112 条 1 項は広く著作権侵害行為一般について差止め可能と定めており、帮助行為であっても、それが著作権侵害行為と評価される以上は、同項の適用を排除すべきではなく、また、112 条 2 項は、著作権侵害の帮助行為をも差止請求の対象となし得ることを当然の前提として定められていると論じるものもある¹⁴。

さらに、所有権における妨害排除請求と同様に、差止めの対象となる妨害行為には、著作権の直接侵害行為のみならず、間接的であってもこれと規範的に同一と評価できる行為

も含まれなければならないこと、帮助者は、自身の支配に属する事実によって著作権侵害状態を生じさせており、その侵害状態を除去することができる地位にあることを差止め肯定の論拠とする見解も存在する¹⁵。

（2）否定説

これに対して、否定説に立つと思われる見解は、112条1項にいう著作権侵害に当たるのは、支分権の内容として規定された利用行為を無断で行うことのみであり、例外的に利用行為でなくても著作権侵害になるものとして113条のみなし侵害規定が設けられたのだと論じる。また、不法行為に基づく差止めの可能性を論じた部分ではあるが、差止めが認められる権利の範囲は、112条・113条で明確に規定されているのであり、これらの規定に含まれない行為に対し差止めを認めることは、第三者の予測可能性を害するとの主張も行われている¹⁶。

また、別の論者は、裁判例は、民法上の物権的請求権とのアナロジーで結論を導いていが、実際に物権的請求権に基づいて帮助者に対する差止めが認容された事例があるのかという疑問を呈する。また、著作権侵害とは、支分権に該当する行為を無断で行うことのみを指し、113条所定のみなし侵害以外に差止めを認めることは、同条の存在意義を無にするとも述べる。さらには、著作権の直接侵害行為に対する差止請求権は、著作権が排他的独占権を内容とする権利であることから当然に発生する権利であるのに対し、帮助行為に対する民法上の不法行為責任については、自ら権利を侵害する者ではないにもかかわらず、被害者保護の観点から損害賠償責任が認められたのであり、両者では制度の目的を異にし、それゆえ、不法行為法上の責任が認められることから直ちに、差止請求の可能性を帰結することはできないのではないか（特許法における間接侵害のように特別な立法を要する）との主張もなされている¹⁷。

3. 4 検討

それでは、以上の議論を前提に、帮助行為に対する著作権法上の差止めの可否について検討を行うことにしよう。

上記の裁判例や一部の学説では、所有権に基づく物権的請求権とのアナロジーから、著作権侵害の帮助行為に対する差止めを正当化するものが見受けられる。そこで、著作権と所有権が権利としての同質性を有するのかという点から考察を始める。この両者が異質の権利であれば、類推の基礎が失われるからである。

まず、当然のことながら、著作権と所有権では、権利の対象が無体物と有体物であるとの差異が存在する。無体物すなわち情報は、ある者が利用（消費）することにより、他の者の利用（消費）が妨げられるとの性質（消費の競合性）と、他者を（多額の費用を支払わないで）排除できるとの性質（「排除可能性」）の双方を備えない財、すなわち「公共財」としての性格を有する¹⁸。それゆえ、情報という財に対するフリーライドが可能となるのである。これを放置しておけば、情報創出のインセンティヴが失われ、情報の過少生産という結果を導くことになる。したがって、フリーライドを排除し、情報の最適生産を達成するために創設された制度が、「排他権」という形で情報に排除可能性を付与する知的財産法制度であると考えることができる。知的財産権という権利があつてはじめて、有効な「他者

利用の排除」が可能となるのである。他方、今述べたように、無体物には、他者がいくら利用しても自己が利用することは妨げられないとの性質（消費の非競合性）が認められるので、「自己利用の確保」は、知的財産権という権利を待たずとも、無体物としての本来の性質により達成される。著作権という権利を承認することによってはじめて可能となるのは、著作物の「自己利用の確保」ではなく、「他者利用の排除」なのである。そして、他者利用を排除する具体的な法的手段として承認されたのが、「差止請求権」にほかならない。

これに対し、有体物においては、他者が利用している限り自己の利用ができないという性質（消費の競合性）を生来的に備えている。自己の所有物を他者が無断で利用しているとき、他者の利用を排除し、これを取り戻す権利（所有権）が存在しなければ、自己利用の確保が達成されないことになる。つまり、有体物に係る所有権は、著作権など情報を対象とする知的財産権とは異なり、所有物の自己利用（使用・収益・処分）を確保する権利としての性格を有することになる。と同時に、所有権は他者の利用を排除する権利としての側面も有するが、それは、あくまで「自己利用の確保」を達成する前段階の過程に過ぎない¹⁹。所有権によって実現されるべき最終目的は、「自己利用の確保」なのであって、「他者利用の排除」はその手段に過ぎないのである。知的財産権の本質が他者利用の排除にあると対称的に、所有権の本質は、自己利用の確保にあると理解することができる。そして、自己利用が妨害されている場合の排除手段として法的に承認されたのが、「物権的請求権」にほかならない。

したがって、所有物の自己利用が妨害されている場合の排除手段である物権的請求権については、まさに所有物の利用を妨げる行為が妨害排除の対象となる「所有権侵害行為」となる。そして、所有物の利用を妨害する行為としては、所有物そのものに対する直接的な妨害²⁰のみならず、一定の「間接的・幫助的な」妨害²¹も考えられる。この両者が「所有権侵害」に含まれ得るのである。これに対し、著作物の他者利用が行われている場合の排除手段が「差止請求権」であるとの本質的理解からは、この差止めの対象である「著作権侵害行為」は、あくまで他者による著作物の利用行為、すなわち、支分権の対象となる利用行為のみに限定されなければならない。113条のような明文の規定なしに、それ自体として著作物の利用行為を行うわけではない帮助行為に対して、差止めを認めることは許さないのである。以上のように、著作権に係る「差止請求権」と所有権に係る「物権的請求権」は、前者が「他者利用の排除」を本質とするのに対し、後者が「自己利用の確保」を本質とすることから、質的に全く異なるものであり、類推の基礎を欠くということができる^{22 23}。

さらに、著作権に係る差止請求権の本質的理解に関する点以外にも、差止めを認める裁判例・学説に対して次のような疑問を投げかけることができる。すなわち、直接侵害主体の捕捉困難など選撮見録事件や肯定説があげる諸要素は、立法の必要性を説くものではあっても、「直接侵害行為」（支分権に該当する利用行為）と「帮助行為」の質的差異を前提とすれば、112条1項（類推）適用の基礎となりうるものではない。さらに、ヒットワン事件において提示された要件は、実質的に「カラオケ法理」と同様であると評価できるが、このことは、「カラオケ法理」を「侵害主体性」を認める法理ではなく、「差止めの行使対象性」を認める法理にまで拡張させる契機を持ち、第三者の予測可能性・法的安定性を著し

く害する。また、予測可能性・法的安定性を害するという点は、選撮見録事件が用いた 112 条 1 項類推適用という手法にも等しく当てはまる。

以上のことから、差止請求権行使する相手方は、支分権の対象となる著作物の利用行為（「著作権侵害行為」）を行ったと評価できる侵害主体に限られるべきである。

¹ なお、ここで問題としている行為に対しては、民法上の（共同）不法行為に基づく差止めが認められないということを前提にしている。民法上、差止めを認める対象を絶対権以外の権利・法益にまで拡大する理論に関しては、藤岡康宏「競争秩序と差止論」NBL863 号 56 頁以下（2007 年）、潮見佳男「著作権侵害における『間接侵害』の法理」コピライト 2007 年 9 月号 2 頁以下（2007 年）を参照。

² 刑法学における議論であるが、前田雅英『刑法総論講義[第 4 版]』461 頁（東京大学出版会、2006 年）。

³ 前田・前掲注 2・461 頁以下。

⁴ 刑法学の文脈では「正犯」である。

⁵ 一太郎知財高裁判決の「間接の間接」否定論に対する批判については、拙稿「ソフトウェアの製造・譲渡につき間接侵害・権利行使制限の抗弁の成否等が争われた事例—『一太郎』事件控訴審—」Law & Technology31 号 64 頁（2006 年）を参照。

⁶ 刑法学の文脈では、構成要件に該当しない行為が、これに当たる。

⁷ 刑法学の文脈では、構成要件に該当するが違法性阻却事由が認められる行為が、これに当たる。

⁸ 刑法学でも、本文のような見解、すなわち、帮助の处罚根拠を巡る議論におけるいわゆる惹起説、あるいは、共犯处罚においては正犯の存在が前提とされるかとの議論において、これを肯定する共犯従属性説が通説の地位にあるといわれている。

⁹ たとえば、発明の業としてではない家庭内実施に用いる部品を製造販売しているケースが、これに当たる。

¹⁰ 中山信弘『工業所有権法(上)特許法[第 2 版増補版]』421 頁以下（弘文堂、2000 年）、田村善之『知的財産法[第 4 版]』239 頁（有斐閣、2006 年）、竹田稔『知的財産権侵害要論特許・意匠・商標編[第 5 版]』245 頁以下（発明協会、2007 年）など。

¹¹ 民法学上、この点に争いがあり得ることについては、注 1 で述べたとおりである。

¹² 「正犯」に相当する。

¹³ 田中豊「我が国の裁判例における理論」著作権情報センター附属著作権研究所寄与侵害・間接侵害委員会編『寄与侵害・間接侵害に関する研究[著作権研究所叢書 4 号]』36 頁以下（2001 年）。

¹⁴ 鎌田薰「民法理論からの検討」前掲『寄与侵害・間接侵害に関する研究』58 頁以下。

¹⁵ 牧野利秋「著作権侵害の成否」牧野利秋 / 飯村敏明編『新裁判実務大系 22 著作権関係訴訟法』360 頁以下（青林書院、2004 年）。

¹⁶ 以上、上野達弘「プロバイダーの責任」著作権研究 28 号 89 頁以下（2001 年）。

¹⁷ 以上、高部眞規子「著作権侵害の主体について」ジュリスト 1306 号 114 頁（2006 年）。

¹⁸ 「公共財の理論」に関する邦語文献として、さしあたりスティグリツ『公共経済学[第 2 版]上』159 頁以下（東洋経済、2003 年）参照。また、簡略ながら、この理論を用いて知的財産法制度を説明するものとして、松村良之「財としての情報とその法的保護—『法と経済学』からのアプローチ」田村善之編『情報・秩序・ネットワーク』7 頁以下（北海道大学出版会、1999 年）参照。

¹⁹ 自己利用を確保する（物を取り戻す）ためには、他者の利用を排除しなければならない。

²⁰ たとえば、土地の不法占拠。

²¹ たとえば、道をふさいで土地への出入を妨げる行為。

²² 本文で述べたように、所有権の場合、利用の「妨害」行為は、必ずしも所有物自体に対して直接行われるだけではなく、所有物を直接利用しなくとも、利用の妨害を認めることは可能なので、間接的な行為であっても妨害行為として所有権侵害に当たると認められ得る。したがって、著作物の直接の利用のみを対象とする差止請求権よりも、直接の利用を必ずしも必要としない物権的請求権の方が、対象が広くなる。このような実質的な観点から見ても、著作権の差止請求権と所有権の物権的請求権では、その対象が完全に重なるものではない。

²³ このように、著作権の差止請求権、さらには、およそ知的財産権における差止請求権について考察する際、安易に所有権に係る物権的請求権とのアナロジーを用いるべきではなく、著作権あるいは知的財産権という権利の特質を前提に、独自の見地から検討する必要がある。たとえば、特許法で専用実施権設定後の特許権者による差止請求権行使の可否という問題を論じる際、しばしば所有権との対比が行われるが、民法における物権法の規律を論拠とすることの限界は強く意識される必要がある。